不利益処分の処分基準

<table>
<tr><td colspan="2">処　分　の　内　容</td><td>建築協定書の縦覧規則　縦覧の停止又は拒否</td></tr>
<tr><td colspan="2">所　管　部　課　係　名</td><td>まちづくり未来部建築審査課建築審査係</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>建築協定書の縦覧規則第１０条
　係員は、次の各号の一に該当する者の縦覧を停止し、又は拒否することができる。
⑴　この規則又は係員の指示に従わない者
⑵　協定書を汚損し、若しくはき損し、又はそのおそれがあると認められる者
⑶　他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者</td></tr>
<tr><td rowspan="4">処分基準</td><td>関　係　条　項</td><td></td></tr>
<tr><td>基　準
（未設定の場合はその理由）</td><td>未設定
（個々の事象に応じて、個別判断をせざるを得ないものであり、具体化することが困難なため）</td></tr>
<tr><td>参　考　事　項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>年　月　日設定（　年　月　日最終変更）</td></tr>
</table>